

関西電力株式会社高浜発電所第2号機の
原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の変更認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：関西電力株式会社 執行役社長 森本 孝

申請年月日等：

2020年10月16日（関原発第343号）

補正年月日等：

2020年12月3日（関原発第452号）

2021年1月25日（関原発第503号）

2021年2月4日（関原発第565号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：高浜発電所

所在地：福井県大飯郡高浜町田ノ浦

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 3, 392, 000 kW

第1号機： 826, 000 kW

第2号機： 826, 000 kW（今回申請分）

第3号機： 870, 000 kW

第4号機： 870, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

原子炉冷却系統施設

1.1 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

(2) 適用基準及び適用規格

計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）

1.0 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

1.1 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置

2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能

- ・中央制御室機能
- ・中央制御室外原子炉停止機能

4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法

その他発電用原子炉の附属施設

5 浸水防護施設

1 外郭浸水防護設備

- ・潮位観測システム（防護用）（1・2・3・4号機共用）
- ・潮位観測システム（防護用）（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」、「4号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」）

3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

- （1）基本設計方針
- （2）適用基準及び適用規格

4 浸水防護施設に係る工事の方法

9 緊急時対策所

2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格

- （1）基本設計方針

3 緊急時対策所に係る工事の方法

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：潮位観測システム（防護用）の設置等

6. 申請理由

2018年12月にインドネシア・スンダ海峡で発生した津波の知見を踏まえ、高浜発電所における基準津波として、津波警報等が発表されない可能性がある「隠岐トラフ海底地すべり」を波源とする津波を追加することに伴い、津波防護施設である潮位観測システム（防護用）の設置や、実用発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う。